



独禁法から考える知的財産権

第4回 知的財産権と優越的地位濫用 ～召し上げられる知的財産権～

知的財産権の権利者がライセンス契約等においてこれを濫用することや、優越的地位にある企業が取引相手方から知的財産権を“召し上げ”ようとする行為は、優越的地位濫用に該当する可能性のある行為ですので、独占禁止法に違反することのないよう留意することが重要です。

九州大学法学部 准教授（経済法）・平山法律事務所 代表弁護士 平山 賢太郎

はじめに

「優越的地位の濫用」（独禁法2条9項5号）は、公正取引委員会（公取委）による独禁法執行のみならず、民事訴訟においても盛んに活用されている、独禁法分野における最重要条文の一つです。

知的財産権を保有することは権利者に優越的地位をもたらすことがありますので、権利者がライセンス契約等においてこれを濫用することが考えられます。また、知的財産権を獲得して競争上の優位性を確実なものとするため、優越的地位にある企業が取引相手方から知的財産権を“召し上げ”ようとする行為もあろうでしょう。これらの行為が優越的地位濫用に該当しないよう、留意することが重要です。

知的財産権と優越的地位濫用 ～頭の整理～

「知的財産権と優越的地位濫用」を巡る問題は多様であり、議論に混乱がみられることもありますので、まずは“頭の整理”を行うこととしましょう。

上記のとおり、この問題を検討する際には、（1）権利者であるがゆえに優越的地位を有する企業がその地位を濫用する場合と、（2）権利者ではないが何らかの理由により優越的地位を有する企業がその地位を濫用して取引相手方の知的財産権を召し上げる場合（およびこれらの複合事案）を区別する必要があります（図1）。

図1 知的財産権と優越的地位濫用の関係

		濫用者の知的財産権保有	
		(1) あり	(2) なし
被濫用者の知的財産権保有	あり	③知的財産権濫用による知的財産権召し上げ	②優越事業者による知的財産権召し上げ
	なし	①知的財産権濫用による不利益契約の押し付け	④不合理な特許補償契約

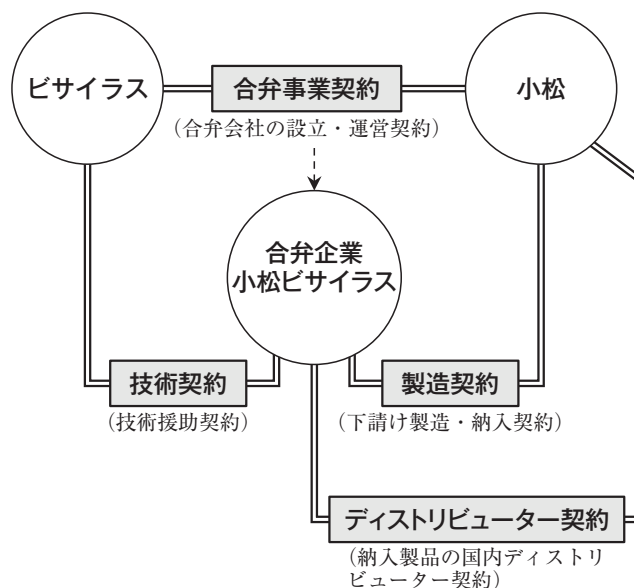
知的財産権濫用による不利益契約の押し付け

まずは第1類型「知的財産権濫用による不利益契約の押し付け」についてみることにします。

旧・知財ガイドライン（平成11年）は、優越的地位濫用として問題となり得る場合の例示として「ライセンサーがライセンシーに対して、特許権消滅後等における技術の実施料の支払義務、一括ライセンス、改良発明等の譲渡・独占的ライセンス義務、非係争義務、原材料・部品等の購入先の制限、商標等の使用義務などの制限を課すことによって、ライセンサーが正常な商慣習に照らして不当に取引の条件又は実施についてライセンシーに不利益を与えることとなる場合」を挙げていました。現行の知財ガイドライン（平成19年）はこの例示を削除しましたが、独禁法の解釈自体を変更したものではないと考えられます。

このタイプの公取委先例として、小松製作所ほか二名に対する件（公取委昭和56年10月26日審判打切決定）があります。

図2 小松製作所・ビサイラス事件



小松は、パワーショベルの需要増大を見込んで事業化を図ったものの、技術的・時間的必要性から技術導入に頼ることとしました。有力外国メーカーは日本メーカーとすでに技術提携をしていたため、残っていた外国メーカーであるピサイラスから技術導入を行うこととしたところ、同社は合弁企業を設立して小松に技術援助する契約方式を提案したので、昭和37年、合弁事業契約を中心とする一連の契約が締結されました。この契約には、解約制限(小松はピサイラスの同意なき限り技術援助を終了させることができず、それゆえロイヤルティー支払いが半永久的に継続する)、競合品取り扱い制限、改良技術等のピサイラスへの無償譲渡条項などが設けられており、公取委は、これを優越的地位濫用に該当する契約条項を含む違法な国際契約であると認定しました。

公取委担当官の解説によれば、ピサイラスが優越的地位を有していた旨の評価は、単に同社が技術や特許権を保有していたという事実のみによるのではなく、「当時の日本は、自由化の拡大方針とともに、日本企業が競って技術導入を行い、契約の内容を詳細に検討するより先にまずサインをするという状況であった」「加えて当時、海外の建設機械の有力メーカーの多くが日本の他の競合メーカーと技術提携を行っていたという状況も存在した」という具体的状況に基づくものでした(石田英遠・担当官解説・公正取引376号(昭和57年)p.25)。このように、知的財産権を保有するだけで直ちに優越的地位の認定が可能となるものではなく、具体的な取引関係や関連業界の状況をあわせて考慮することが重要である、という点に留意が必要です。

この類型に属する他の事案として、平成31年4月号で紹介した三星電子対アップル訴訟(知財高裁平成26年5月16日判決(債務不存在確認請求控訴事件)・判タ1402号166頁)があります。この案件は、三星電子の特許権が必須宣言特許でしたので、優越的地位の存在を認定しやすい事案であったともいえますが、判決は優越的地位認定には立ち入ることなく、FRAND条件でのライセンス料相当額の範囲内の損害賠償請求は独禁法に違反するとは認められないと判示しました。

これら二つの事例は、知的財産権を保有していることが優越的地位の認定に直結するものではないことや、知的財産権ライセンスの契約条件が常に濫用的であるともいえないことなど、優越的地位濫用該当性について検討する際の重要なポイントを示唆しています。

優越事業者による知的財産権召し上げ

続いて、第2類型「優越事業者による知的財産権召し上げ」についてみていきます。

何らかの事情により優越的地位を有する企業が、下請事業者への部品発注、オープンイノベーション、共同研究開発等に際して相手方から知的財産権やノウハウを“召し上げる”行為は、優越的地位濫用の観点から問題となり得ます。

公取委はこの問題について大規模な実態調査を行い、令和元年6月、「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を公表しました。この報告書では、企業から報告された「召し上げ」事例が①「秘密保持契約・目的外使用禁止契約無しでの取引を強要される」②「営業秘密であるノウハウの開示等を強要される」③「ノウハウが含まれる設計図面等を買いたたかれる」④「無償の技術指導・試作品製造等を強要される」⑤「著しく均衡を失した名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる」⑥「出願に干渉される」⑦「知的財産権の無償譲渡・無償ライセンス等を強要される」に整理されています。

図3 公取委実態調査報告書に掲載された報告事例(抜粋)

	報告事例の例
①	自社で製造している特殊な生地に関して、製造を再現できてしまうほどの技術情報(ノウハウ)を無償で開示させられる
②	新商品の取引を始めるに当たり、取引先に提出する商品カルテ等に秘密としているレシピや製造工程を記載するよう強要される
③	金型だけを納品する取引から、金型に併せて自社のノウハウが含まれる金型設計図面等の技術資料も納品する取引に変更したにもかかわらず、対価は一方的に据え置かれる
④	転注先の海外メーカーが図面どおりに製造できなかったという理由で、当該海外メーカーの工具に対して、自社の熟練工による技術指導を無償で実施させられる
⑤	ほとんど自社の技術を用いて行う名ばかりの共同研究開発であるにもかかわらず、その成果である新技術は、発明の寄与度に関係なく、全て取引先のみ無償で帰属するという取引先作成の雛形で契約させられ、新技術を奪われる
⑥	新しい発明を出願する場合には、取引先が一切関与していない場合でも、必ず共同出願にしなければならないという取引条件を一方的に受け入れさせられる
⑦	納品した後になって、取引の中で生み出された技術の権利が全て無償で取引先に帰属するという契約を締結させられる(実質的に無償譲渡させられる)

公取委による選別を経て本報告書に掲載された報告事例は、公取委がどのような行為を濫用行為性の強い行為と評価

しているか知るうえで大いに参考となります。

他方において、公取委が報告事例を優越的地位濫用に該当し独禁法に違反するとまでは述べていない、ということにも留意する必要があります。

まず、前記報告事例を濫用行為に該当すると評価する際には、たとえば、これら報告事例が「ほとんど自社の技術を用いて行う名ばかりの共同」(⑤)や「実質的に無償」(⑦)のものであるか否かを確認することが重要です(傍点筆者)。このためには、共同研究開発の全体的枠組みを具体的に理解する必要や、納品された商品の代金が下請事業者から供与された技術の対価を含むものであったか具体的に検討する必要があるでしょう。これらの検討を経たうえで初めて、「不利益」取引条件設定等(独禁法2条9項5号ハ)該当性が判断されることとなります。

また、前記報告事例においては、技術や知的財産権を召し上げた企業が優越的地位を有していたか否かは明らかではありません。濫用行為とみられる行為を行うことができる(そして現に行った)という事実は、優越的地位の存在をうかがわせる重要な事情ではありますが、誠実な交渉を経て両当事者の自由な意思に基づいて合意に至った場合などにおいては、優越的地位の存在が否定されることも十分にあり得ます。

なお、優越事業者による知的財産権召し上げの問題は、公取委が実態調査の対象とした製造業者においてのみ生じるものではありません。野球選手の肖像権をゲームソフトメーカーなどに許諾する権限を、野球選手契約(統一契約書)を選手に締結させることなどによって日本野球機構が確保していることについて、いわば肖像権の召し上げであって優越的地位濫用その他の独禁法違反行為に該当するのではないかと争われた事案が広く知られています(知財高裁平成20年2月25日判決(肖像権に基づく使用許諾権不存在確認請求事件。判決は独禁法違反を否定しました))。

知的財産権濫用による知的財産権召し上げ

第3の類型は「知的財産権濫用による知的財産権召し上げ」です。これは、ライセンサーが知的財産権を濫用し、ライセンサーが保有する知的財産権を召し上げるというものですので、第1・第2類型の行為の複合形態であるといえます。

知財ガイドラインは、ライセンサーが保有しているまたは

取得することとなる権利をライセンサーまたはライセンサーの指定する事業者に対して行使しない、という義務を非係争義務と呼んでおり、かかる義務を規定する契約条項は一般に非係争条項と呼ばれています。知財ガイドラインにおいては、ライセンサーらに対して無償でライセンスするというライセンサーの義務を規定する無償許諾条項も同種の条項であるとされています(第2-5(7))。

非係争条項や無償許諾条項に応諾したライセンサーは、ライセンサーに対してライセンス料請求等を行うことができなくなり、また、ライセンサーのもとで権利が消尽するなどすればライセンサーの顧客(製品購入者)に対してもライセンス料等を請求できなくなります。旧・知財ガイドラインは、前記のとおり、非係争条項を、優越的地位濫用に該当する可能性のある契約条項の具体例の一つに掲げていました。

非係争条項は、パテントプールなどにおいてすべての参加者が双務的に義務を負う場合であれば優越的地位濫用の問題を生じることを想定し難く、むしろ、紛争を未然に回避しパテントプールの安定的運営を確保するという正当化理由を見いだすことができるでしょう。これに対して、優越的地位にあるライセンサーがライセンサーに対して片務的に非係争条項や無償許諾条項への応諾を求める場合には、当該応諾の求めが濫用行為と評価される可能性があります。

非係争条項および無償許諾条項を巡って独禁法違反の成否が争われた事例として、マイクロソフトコーポレーションに対する件(公取委平成20年9月16日審判審決)およびアクアルコム・インコーポレイテッドに対する件(公取委平成31年3月13日審判審決〔排除措置命令取消])があります。前者では非係争条項を含むライセンス契約が、後者では無償許諾条項を含むライセンス契約が、主に検討対象とされました。

公取委は、これらの案件において優越的地位濫用ではなく拘束条件付取引(一般指定12項(旧13項))の規定を適用し、ライセンス料収入を得られないなどの被害を受けるライセンサーが将来へ向かって研究開発意欲を失うおそれがあることを懸念して排除勧告・排除措置命令を行い、マイクロソフト事件審判審決はこの考え方を維持しました。

研究開発意欲阻害のおそれという懸念は、優越的地位濫用規制における着眼点と異なるようにもみえます。しかし、マイクロソフト事件審判審決における「不合理性」の判断は「濫用」の認定に相当し、「余儀なくされていたか否か」の判示

は「優越的地位」の認定に相当すると評価されていますので（白石忠志『独禁法事例集』（平成29年・有斐閣）p.306）、実質的には優越的地位濫用の観点から規制が行われた事案であるとみてよいでしょう。

なお、マイクロソフト事件とは異なり、無償許諾条項が主な検討対象とされたクアルコム事件の審判審決は、無償許諾条項は（ライセンサーとライセンシーがそれぞれ相手方に知的財産権を供与するので）クロスライセンス契約の性質を有すると述べたうえで、クロスライセンス契約は原則合法であると論じるなどして排除措置命令を取り消しました。クアルコム事件審判審決は、ライセンス料収入の減少が開発意欲に影響するという立論自体に懐疑的な姿勢が示された点、「無償」許諾条項が争点とされたためか「無償性」が争点となりこれが否定された点、「余儀なくされていたか否か」は違法性認定に影響する事実でない点などにおいて、マイクロソフト事件審判審決の判断枠組みとの間に重要な相違があります。また、クアルコム事件審判審決は、第2類型（召し上げ事例）の濫用行為認定基準にも影響を与える可能性があるなど、今後さらに検討されるべき問題点を残しています。

不合理な特許補償契約

最後に第4類型「不合理な特許補償契約」について検討します。優越的地位にある企業・取引先のいずれも知的財産権を保有しておらず、第三者から特許侵害の指摘を受けライセンス料負担を負うこととなった場合に、当該負担を取引先の一方向的に負担させてよいのか、という問題です。

特許庁「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」（平成30年）は、特許補償契約について、「仮に最終製品メーカーが主体となって交渉したライセンス料が、部品価格に比べ過大であっても、サプライヤーは負担を求められる可能性がある旨の問題点を指摘し、この問題点を解決するための方策として、以下のような意見を紹介しています。

- ・「サプライヤーがライセンス交渉に関与する機会を与えられなかった場合には、サプライヤーはライセンス料を負担する責任はない旨の条項を、特許補償契約に盛り込むことが合理的という意見」
- ・「サプライヤーは部品価格に応じた相当額以上を負担する責任を負わない旨の条項を、あらかじめ盛り込むこと

が合理的という意見」

前記の問題点は、独禁法の観点からは、サプライヤーに対して過大かつ予測し難い不利益を課す契約条件であって優越的地位濫用に該当するのではないかという懸念を生じます。前記の公取委実態調査報告書は、報告事例の類型⑧として「知財訴訟等のリスクを転嫁される」ケースを挙げ、特許補償契約に関連する報告事例として、「取引先が設計して自社に製造委託した製品であるにもかかわらず、知的財産上の係争等が生じた場合、その責任を全て負わなければならないという取引条件を一方向的に設定される」という事例を紹介しています。

優越的地位濫用規制の観点からは、濫用行為該当性と優越的地位該当性について検討する必要があります。優越的地位該当性は案件によりまちまちですが、濫用行為該当性を否定するためには、契約条項の内容が一方向的に取引先に著しい不利益を生じさせるものでないことが重要です。契約条項の合理性に関して特許庁手引きにおいて紹介された上記の意見は、著しい不利益が不当に課されることを回避するための提言であると理解できるものであり、それゆえ、独禁法の観点からも参考となります。

今回のまとめ

「知的財産権と優越的地位濫用」を巡る問題は、知財ガイドラインに具体的な指針が示されていないため解釈が定まっておらず、主に民事訴訟等において解釈指針が形成されつつありますが、いまだ十分ではありません。公正取引を追求するという基本的な姿勢を大切に、取引先との間で誠実な交渉を尽くすことが重要です。

ひらやま けんたろう

公取委に3年間勤務し、特許権濫用事件・国際カルテル事件等の主任審査担当官を務めた独禁法専門弁護士。Chambers Asiaその他の国際ランキングにおいて、日本を代表する独禁法弁護士の一人として紹介されている。

独禁法（経済法）専攻の専任教員として、2018年10月に九州大学法学部准教授に着任。弁護士および公取委職員として知的財産権濫用事件に深く関与した経験を生かし、実務と研究の懸け橋となるべく研究活動を展開している。

日弁連独禁改正問題ワーキンググループ委員、第二東京弁護士会経済法研究会副代表幹事、東京大学比較法政研究センター外国競争法事例研究会幹事、日本ライセンス協会理事および同協会独禁法ワーキンググループリーダー。